

物品購入業務調達仕様書

1 件名 5地創物第3号 地域振興交流拠点施設看板等備品購入

2 納入場所 綴喜郡井手町大字井手小字東高月地内
井手町立山吹ふれあいセンター1階 地域振興交流拠点施設（テオテラスいで）

3 履行期限 令和5年9月5日（火）

4 規格・形状及び数量等

以下の数量とする。イメージ図は別紙1参照。

- 1) ①木製看板 桧上小 1,300 mm×800 mm 外部塗装、看板絵含 1台
- 2) ②木製看板 桧上小（金属支柱付） 1,300 mm×800 mm 外部塗装、看板絵含 1台
- 3) ③木製看板 桧上小 900 mm×550 mm 外部塗装、看板絵含 1台
- 4) ④A型木製看板 桧上小（裏表2枚） 外部塗装、看板絵含 3台
- 5) ⑤自転車ラック 1,800 mm×700 mm×H1,050 3台

※設置に際しての工事費用についても計上すること。

5 調達物品

- 1) 使用する木材については、京都府産木材とし、京都府産木材認定証制度実施要綱（平成16年12月28日付け6林第597号、農林水産部長通知）に定める京都府産木材認証を受けることができるものを使用すること。
- 2) 上記の木材を使用した木製品等を納入する者は、京都府産木材の指定認証機関である京都府地球温暖化防止活動推進センターに依頼し、京都府産木材証明書及びウッドマイレージC02計算書の発行を受けること。

6 納入・搬入、設置等

- 1) 納入日時等については地域創生推進室担当者と協議の上、調整すること。
- 2) 納入した物品の梱包材など、施設で不要となるものは撤去及び引き取りを行うこと。
- 3) 地域創生推進室担当者とあらかじめ設置場所を調査・確認を行うこと。その際設置に支障が認められる場合は、担当者と協議のうえ、対応について決定すること。
- 4) 設置作業の際に建物に損傷を与える恐れがある場合は、適切な養生等を行い設置する。費用については受注者が全て負担することとする。
- 5) 設置の際に施設設備及び物品に損傷を与えた場合は、速やかに担当者に報告し、受注者の責任において修繕を行うこと。

7 検査・代金

- 1) 受注者は納品完了を担当者に報告する。担当者の検査合格を持って完了とする。なお、不備がある場合、受注者は速やかに手直ししなければならない。物品納品の完了後は、納品書及び京都府産木材証明書及びウッドマイレージCO2計算書を提出すること。
- 2) 検査完了後請求書を受理したのち30日以内に支払う。

8 その他

- 1) 事前に納入物品について、発注者と仕様打ち合わせを行うこと。
- 2) 納入に係る作業については、原則平日8時30分から17時とする。
- 3) 契約の履行中に知り得た機密事項及び個人情報については、持ち出したり、他の目的に利用しないこと。機密事項又は個人情報の漏洩等が発生したことを知った場合には、直ちに担当者への連絡、受注者の責任において対応すること。
- 4) この仕様書に記載されていない事項については、相互協議のうえ決定する。